

9月の相談日です。日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っ... 9月の相談



*市民相談センターは、市役所棟原庁舎北側の就業改善センター2階にあります。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日
時間 9:00～16:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。

期日 9月5日(金)・19日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
予約 8:30～
*当日電話予約のみ

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士と民生委員が対応します。

期日 9月12日(金)・26日(金)
時間 9:00～11:30
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

行政相談

行政相談員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 9月5日(金)・19日(金)
時間 10:00～12:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

税の無料相談

税務・会計など税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要となります。

期日 9月19日(金)
時間 13:30～15:30
会場 市民相談センター
東海税理士会島田支部 ☎0547⑦6575

人権身の上相談

人権擁護委員が相談に応じます。

期日 9月13日(金)
時間 10:00～12:00
13:00～15:00
会場 市民相談センター
市民課 村松 ☎0021

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。

期日 9月21日(金)
時間 13:30～16:00
会場 相良保健センター
地域包括支援センターさがら ☎1900

巡回交通事故相談

県交通事故相談所の専門相談員が、交通事故に関する相談に応じます。事前予約が必要となります。

期日 9月13日(金)
時間 10:00～15:00
会場 市民相談センター
市民相談センター ☎0088

介護相談

期日 月曜日～金曜日
*祝日を除く
時間 9:00～17:00
(水曜日は19時まで)
会場 棟原庁舎2階相談室
相良保健センター

高齢者福祉課 ☎0076



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます



新院長が就任しました

8月1日付で、新院長に今村正敏医師が就任しました。

<今村院長の紹介>

(資格) 産婦人科学会専門医、アメリカ家庭医学会国際認定医、救急医学会専門医、外科学会認定医、麻酔科標榜医
(専門分野) 産婦人科一般、麻酔、救急



今村正敏院長

*茂庭前院長は総長(名誉院長)に就任し、引き続き産婦人科医として勤務いたします。



医事課スタッフ(前列右から2人目が佐藤課長)

皆さんが病院にいられた時、最初に受付と案内でお迎えするものが私たち医事課の職員です。直接診療には携わりませんが、各診療科へ患者さんをご案内し、無事診察を終え、最後に気持ちよくお帰りになることを確認させていただく部署です。受診やお見舞いなど来院される皆さんの毎日を陰で支える当課の職員は男性9人、女性12人です。また、各診療科の外来受付を担う派遣スタッフを含めると35人の大所帯です。

FOR THE PATIENTS

今月は 医事課 を紹介します

主な業務内容

【受付】 診療科の受付、新規患者の登録、受診科のご相談、毎月1回の保険証確認、保険変更時の登録や書類の受付などを正面カウンターで行っています。また、午前11時までは自動受付機の横に案内のスタッフが立ち、受付操作のお手伝いやお問い合わせの対応をしています。
【各診療科の受付】 当院は24時間診察を行っているため、夕方5時以降、土日・祝祭日は、救急受付に常駐しています。
【会計】 診察の終了後、診療料・検査料・画像診断(レントゲン)料・投薬料・注射料・リハビリテーション料・処置料・手術料・麻酔料・放射線治療料などを「診療報酬点数」に従い計算します。患者さんの自己負担分を当日の会計金額として請求します。
入院診療費については、当院はDPC(診断群分類別包

括請求)算定病院となっております。DPCとは、入院する病気がけがに対して標準的な治療費用を包括的に想定して請求するシステムです。入院診療費を1カ月ごとに計算し、前月の医療費を翌月10日過ぎに、一旦請求しています。
診療行為は一つ一つに点数が付付けられ、細かい約束事があります。例えば、医師の診察料ですが、患者さんの年齢、受診の日、時間帯、来院の方法(救急車での搬送、紹介受診)によって異なります。診療項目ごとの医療費は、皆さんにお渡しする領収書に点数として表示されています。
【保険請求】 毎月1日から10日までの間に、前月の外来・入院診療費のレセプト(明細書)を作成し、国民健康保険や各種社会保険など保険者へ請求(提出)します。
患者さんにお支払いいただいた一部負担金と保険者からの支払いの合計が、病院の収入になります。
医療環境の変化を患者さんと分かち合う
医療の環境は刻々と変化しており、最近では高額療養の自己負担限度額が外来診療費に



医事課スタッフ

も適用されます。限度額適用認定証を取得し、提出していただければ、限度額以上の請求がなくなり、外来で化学療法(抗がん剤治療)など高額な治療をされている患者さんの医療費負担が軽減されました。2年に一度行われる診療報酬の改定は病院にとっては収入に、患者さんにとっては医療費の負担に影響します。このような医療環境の変化を、日常の業務を通して患者さんたちと分かち合う部署が医事課です。
医師や看護師に相談することではないけれど、病院の誰かに聞きたいことがあります。いたら、お気軽に声を掛けてください。医事課スタッフ一同、いつでも笑顔で対応させていただきます。
医事課長 佐藤 篤